

## 入学者選抜方法の基本事項等

### 【一般入試 出願資格】 ※ 特に指定がない限り全学部に通

本学の一般入試に出願する者は、本学が指定するセンター試験の教科・科目を受験し、かつ以下の1～3のいずれかに該当しなければならない。

- 1 高等学校または中等教育学校の後期課程を卒業した者及び2019年(平成31年)3月卒業見込みの者
- 2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び2019年(平成31年)3月修了見込みの者
- 3 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び2019年(平成31年)3月31日までにこれに該当する見込みの者  
なお3のうち、学校教育法施行規則第150条第7号に該当する者は、本学において出願資格認定を受けること。

### 【一般入試 入学者選抜方法の基本事項】 ※ 特に指定がない限り全学部に通

- 1 第1次学力試験として、センター試験を受験を課す(平成30年度以前の大学入試センター試験の成績は利用しない)。
- 2 入学者選抜は、以下の各号の成績や内容等を総合して行う。
  - (1) センター試験の成績
  - (2) 個別学力検査(環境人間学部後期日程では実施しない)の成績
  - (3) 調査書
  - (4) 面接(看護学部のみ実施)の結果
- 3 2段階選抜の実施の有無については以下のとおり。  
〔2段階選抜を実施する選抜〕 国際商経学部前期日程、社会情報科学部中期日程  
〔2段階選抜を実施しない選抜〕 上記以外
- 4 欠員が生じた場合は、追加合格により補充することがある。(さらに欠員が生じた場合は、第2次募集により補充することがある。)

### 【推薦入試 出願資格】 ※ 特に指定がない限り全学部に通

本学の推薦入試に出願する者は、以下の1～3のすべてに該当し、かつ各入試区分で定める出願資格を満たさなければならない。

- 1 以下の各号のうちいずれかの条件を満たす者
  - (1) 高等学校または中等教育学校の後期課程を2019年(平成31年)3月に卒業見込みの者
  - (2) 大学入学資格が付与されている専修学校高等課程を2019年(平成31年)3月に修了見込みの者で、
    - (1)と同等の条件を有すると本学が認めた者
    - (3) その他上記と同等の条件を有すると認めた者

※ (1)については、一部の入試区分では対象となる学科を指定しているので、各入試区分の内容を確認すること。

※ (2)、(3)に該当する者は事前に本学に相談すること。また、(3)に該当する者は本学の入学資格審査を受けること。
- 2 1に掲げる学校の長が責任を持って推薦できる者
- 3 合格した場合に、入学することを確約できる者  
※ 本学他学部推薦入試及び他の国公立大学の推薦入試との併願はできない。